

国語の採点基準について

1 文(文章)で解答する設問の答案については、次のA項の加点要素の合計から次のB項・C項の減点要素の合計を引いた得点をその設問の得点とします。ただし最低点は0点としマイナスの得点はつけません。

A 以下の採点基準では、模範解答をいくつかの要素に分割し加点要素とします。答案中にその加点要素に相当する部分があれば、その加点要素に配点された得点を与えます。
b ある加点要素は、その加点要素に配点された得点か0点で採点することを原則とします。たとえば5点配点された加点要素であれば5点か0点で採点することを原則とします。その場合それぞれの採点基準の中に明記されていません。ただし、その加点要素中の部分点を認める場合もあります。その場合それぞれの採点基準の中に明記されていません。

c ある要素に加点するか否かが、他の要素と無関係に決まる場合と、他の要素との関係で決まる場合があります。前者の場合は、その要素を単独採点(独立採点)すると言いその旨必ず明記されています。後者の場合は、他の要素との関係について以下の採点基準で具体的に指示されています。

d 解答通りという条件がある場合はいかなる部分点も認めません。

B a 答案中に大きな誤読と判定される内容(語句)などがある場合は、その内容(語句)を減点要素として示されている場合もあります。
b 加点要素でも減点要素でもない部分もありえます。その部分は加点も減点もしません。

C 次に該当するものは、答案の形式上の不備として、一箇所につき1点の減点要素とします。
a 誤字。漢字などの文字の明らかな誤りは誤字とします。

b 脱字。

c 文末の句点の脱落。

*字数指定のない場合、句点の脱落は誤字とし1点の減点とします。

d その他不適切と判断せざるをえない箇所。

e 不適切な文末処理。設問の問い方に対応していない形で答案の文末を結んでいない場合は、適切な文末処理が行われていないと見て形式上の不備による減点要素とします。

たとえば「:とはどういうことか?」という問いに体言で結んでいないものなどは適切な文末処理が行われていないと見て形式上の不備とします。

また、理由が問われているのに、「から」「ので」などで結んでいないものなども適切な文末処理が行われていないと見て形式上の不備と見ます。

*ただし、「ことである」などの表現も「こと」などで結んでいるものと同様適切な文末処理が行われていると見ます。また、「からである。」などの表現も「から」などで結んでいるものと同様適切な文末処理が行われていると見ます。

また文末の表現を問わない場合もありますが、その場合はその都度明記されています。

2 日本語の表現として不適切なものは程度に応じて減点します。

3 次の各項に該当するものは、部分点の要素があっても、その設問の得点を0点とします。

a 答案が解答欄の欄外にはみ出しているもの。

b 一行の解答欄に二行以上書いた場合もその設問の得点を0点とします。

c 字数指定のある設問で、字数をオーバーしたもの。

d 答案の文章が最後まで完結していないもの。

4 古文あるいは漢文の訳を記述する設問の場合も以上に準じますが、文末の句点や文末の処理あるいは答案の完結にこだわらなくともよい場合はその都度明記されています。

■形式上の不備

- ・文末表現…要素C参照／内容説明の結び「〜こと」になっている場合は、要素C不可
- ・句点の扱い…1点減点

基準 配点…9点

■模範解答 ※各要素同意表現可。ニュアンスが正しければ許容

A

人文学はそれぞれの研究者が自分の考えを主張しているだけで、

B

複数の研究者による客観的な議論の積み重ねがなされず、

C

進歩がないように捉えられているから。

■採点方法…各要素単独採点

■字数…解答欄三行 一行以下のもは全体不可(0点)

■要素A 人文学はそれぞれの研究者が自分の考えを主張しているだけで…3点

- ・「人文学」というワードがあり、かつ人文学のあり方について説明しているものは要素A加点
- ・人文学のあり方の説明(「それぞれの研究者が自分の考えを主張しているだけ」がなくても、人文学は科学のイメージにあてはまらないと思われがちであるということが言及できれば要素A加点
- ・「人文学」ではなく、「哲学」「哲学者」等で説明している場合、2点減点で1点。
- ・そもそも「人文学」のワードがないものは要素A加点なし

■要素B 複数の研究者による客観的な議論の積み重ねがなされず…3点

- ・科学のあり方のイメージ(複数の研究者による客観的な議論の積み重ねがされている)について説明していないものは、要素B加点なし

■要素C 進歩がないように捉えられているから…3点

- ・科学には進歩があるが、人文学には進歩がないように思われがちであることがわかる解答であれば要素C加点
- ・「進歩」が別の表現になっけていても可

■形式上の不備

- ・文末表現…要素D参照／理由説明の結び「〜から」になっている場合は、要素D不可
- ・句点の扱い…1点減点

基準 配点…12点

■模範解答 ※各要素同意表現可。ニュアンスが正しければ許容

A

科学は、科学者たちが同じ知の基盤の上で客観的な議論を積み重ねているため

B

信頼できるものと考えられており、

C

そもそも、科学者が科学者として認定されるためには、その分野の専門家による相互確認がなされていることが必要で、

D

そのような体制の上に成り立っていることが科学の信頼性をより確かなものにするということ。

■採点方法…各要素単独採点

■字数…解答欄五行 三行以下のもは全体不可(0点)

■要素A 科学は、科学者たちが同じ知の基盤の上で客観的な議論を積み重ねているため…3点

- ・「信頼」の根拠の一つ目を説明していないものは、要素A加点なし

■要素B 信頼できるものと考えられており…3点

- ・要素Aによって「信頼できる」としていないものは、要素B加点なし

■要素C そもそも、科学者が科学者として認定されるためには、その分野の専門家による相互確認がなされて

いることが必要で…3点

- ・「信頼」の根拠の二つ目の前提を説明していないものは、要素C加点なし

- ・具体的に書かれているものは2点減点。

■要素D そのような体制の上に成り立っていることが科学の信頼性をより確かなものにするということ…3点

- ・要素Cで説明した前提が「さらなる信頼」を生み出しているということの説明がないものは、要素D加点なし

形式上の不備

- ・文末表現…要素C参照／理由説明の結び「〜から」になっている場合は、要素C不可
- ・句点の扱い…1点減点

基準 配点…9点

■模範解答 ※各要素同意表現可。ニュアンスが正しければ許容

A

前提にされたパラダイムは、それ自体が疑われることなく正しいものだとされていて、

B

そのパラダイムに基づいた研究をすれば、

C

一定の成果が得られると保証されているということ。

■採点方法…各要素単独採点

■字数…解答欄三行 一行以下のもは全体不可(0点)

■要素A 前提にされたパラダイムは、それ自体が疑われることなく正しいものだとされていて…3点

- ・パラダイムそのものは疑われないことを説明していないものは、要素A加点数なし

※パラダイム≡科学者に共有された規則や基準

■要素B そのパラダイムに基づいた研究をすれば…3点

- ・要素A(疑われることのないパラダイム)が前提になることに言及できていないものは、要素B加点数なし

■要素C 一定の成果が得られると保証されているということ…3点

- ・要素A・Bから、「結果は正しいものになる」もしくは「科学が展開されている」ということを説明していないものは、要素C加点数なし

一 問四 (文系のみ)

形式上の不備

- ・文末表現…要素D参照／理由説明の結び「〜から」になっている場合は、要素D不可
- ・句点の扱い…1点減点

基準 配点…10点

■模範解答 ※各要素同意表現可。ニュアンスが正しければ許容

A

科学者の間で共有された規則や基準を前提として、それに基づいた研究や実験を行うことは、

B

事前に予測された結果を確かめるだけのものであり、

C

結果が予測に反した時も問いそのものが覆されることはなく、

D

単に確認や細部の修正をするものであると考えている。

■採点方法…各要素単独採点

■字数…解答欄四行 二行以下のもは全体不可(0点)

■要素A 科学者の間で共有された規則や基準を前提として、それに基づいた研究や実験を行うことは…3点

- ・パラダイム(≡科学者の間で共有された規則や基準)を前提にした研究・実験について言及していないものは、要素A加点なし

■要素B 事前に予測された結果を確かめるだけのものであり…2点

- ・要素Aのような研究は、「単に予測を確かめるもの」であることを説明していないものは、要素B加点なし

■要素C 結果が予測に反した時も問いそのものが覆されることはなく…2点

- ・パラダイム自体は覆されない、変化しないということを説明していないものは、要素C加点なし

■要素D 単に確認や細部の修正をするものであると考えている…3点

- ・「単に確認や細部の修正をするものではない」「単にパラダイム上の検討課題を増やすものではない」という内容で説明されているものは要素D加点
- ・もしくは、「むしろ知の更新を妨げるものである」という内容でも要素D加点

形式上の不備

- ・ 文末表現…要素D参照／理由説明の結び「〜から」になっている場合は、要素D不可
- ・ 句点の扱い…1点減点

基準 配点…10点

模範解答 ※各要素同意表現可。ニュアンスが正しければ許容

A

科学における特定の規則や基準を共有する集団の中で蓄積された知は、

B

その集団の存在価値そのものであるので、

C

それを脅かすような研究は徹底的に否定して受け入れず、集団の基盤となっている知の体系が変化することを拒むことで、

D

それを守り続けるよりほかはないということ。

採点方法…各要素単独採点

■ 字数…解答欄四行 二行以下のもは全体不可(0点)

■ 要素A 科学における特定の規則や基準を共有する集団の中で蓄積された知は…3点

- ・ 「パラダイム(＝科学における特定の規則や基準)内で蓄積する知」について言及していないものは、要素A加点なし

■ 要素B その集団の存在価値そのものである…0点↓なくてもいい

- ・ 要素Bは、あってもなくても可。加点なし

■ 要素C それを脅かすような研究は徹底的に否定して受け入れず、集団の基盤となっている知の体系が変化することを拒むことで、…4点

- ・ パラダイムを変化させる可能性のあるものや、パラダイムに反する研究は受け入れがたいものであるということを説明していないものは、要素C加点なし

■ 要素D それを守り続けるよりほかはないということ…3点

- ・ 「強い保守性を発揮する」の言い換えができていれば要素D加点。
- ・ 「知の更新につながらないということ」などの表現も可。

三

問一

①

人類は貧しさを生き抜くために相互扶助や連帯の生活を営み、

社会制度やテクノロジーを進歩させてきたが、

②

そうしたものによる貧しさ自体の克服が、

③

相互扶助や連帯の必要性を人類に感じなくさせるということ。

① 4点、② 2点、③ 4点。(計10点)

① 人類は貧しさを生き抜くために相互扶助や連帯の生活を営み

「人類は貧しさを生き抜くために相互扶助と連帯の生活を営んできたが、…」として、

「社会制度やテクノロジーを進歩させてきた」について言及していなくても可。

※ 「社会制度やテクノロジーを進歩させてきた」の要素は不要

② そうしたものによる貧しさ自体の克服

「(＝要素①)による貧しさの克服(もしくは努力など)」について言及できていれば加

③ 相互扶助や連帯の必要性を人類に感じなくさせる

「(要素②が)相互扶助や連帯の目的・必要性を失わせている」ことの説明ができてい

れれば加
点。
もしくは、「貧しさの克服のために相互扶助や連帯によって作り上げてきた社会制度やテ

ク
ロジーが逆に、他者との繋がりを遮断する方向に働く」などとしたものも可。

三

問二【※別解アリ】※合計点の高いほうで採点

大災害によって、

個人^②の生を維持していた既存の社会制度が崩壊し、

また、連帯^①を阻害する要因が消えることで、

人々^④は生きるために自発的に連帯するということ。(74字)

① 2点、② 2点、③ 3点、④ 3点(計10点)

① 人間は、既存の社会制度によって連帯を阻害されている (or 既存の社会制度の崩壊により連帯を阻害する要因がなくなる) ことの説明ができていること。「平時の社会制度が課す拘束を解く」などの表現でも可。

② (また) 人間は、既存の社会制度によって生を維持している (or 既存の社会制度の崩壊により身ひとつで路頭に放り出される) ことの説明ができていること。

③ 大災害は、それらの既存の社会制度を崩壊させる ことの説明ができていること。

④ (そのような状況において) 人間は、生きるために有限で傷つきやすい者同士自然と連帯することの説明ができていること。単に「自発的に連帯する」としただけのものも可。

問二【別解】

①

平時の社会制度が課す拘束が解かれたとき、

②

人々は自発的に相互扶助や連帯を立ち上げるが、

③

④

ソルニットは、そのような事態を大災害という文脈で記述したということ。

① || 2点、② || 2点、③ || 3点、④ || 3点 (計10点)

① 平時の社会制度が課す拘束が解かれたとき、

「平時の社会制度が課す拘束が解かれたら」と、状況について言及できていれば加算。

② 人々は自発的に相互扶助や連帯を立ち上げる

(要素①のような状況のときに)「人々は自発的に相互扶助や連帯を立ち上げる」ことが説明できていればよい。

③ ソルニットは

解答のどこかで「ソルニットは」と主体が明示されていればよい。

④ そのような事態を大災害という文脈で記述した

「そのような(|| 要素① + ②) のような事態を大災害という文脈で記述した」ことの説明ができていればよい。

三

問三

- ① 人間が有限で傷つきやすい身体的存在である以上、
- ② 他者と連帯することではかその存在を維持できないので、
- ③ たとえ伝統的なかたちでの連帯が衰退したとしても、
- ④ また新たなかたちでの連帯が生まれるはずである。

・①＝3点、②＝3点、③＝0点、④＝4点(計10点)

① へ人間は、有限で傷つきやすい身体的存在である」ことの説明ができていないこと。
単に「身体的存在である」としただけのものも可。

② へ(要素①であるかぎり、)人間は連帯することではかその存在を維持できない(○)連帯
は人間の生の土台である」ことの説明ができていないこと。

③ へたとえ、伝統的なかたちでの連帯が衰退したとしても、」は不要。

④ へまた新しいかたちでの連帯が始まる」ことの説明ができていないこと。

※「連帯は存在し続ける」と説明しても可。

① 文（文章）で解答する設問の答案については、次のA項の加点要素の合計から次のB項・C項の減点要素の合計を引いた得点をその設問の得点とします。ただし最低点は0点としマイナスの得点はつけません。

A

a 以下の採点基準では、模範解答をいくつかの要素に分割し加点要素とします。答案中にその加点要素に相当する部分があれば、その加点要素に配点された得点を与えます。

b ある加点要素は、その加点要素に配点された得点か0点で採点することを原則とします。たとえば5点配点された加点要素であれば5点か0点で採点することを原則とします。

ただし、その加点要素中の部分点を認める場合もあります。その場合それぞれの採点基準の中に明記されています。

c ある要素に加点するか否かが、他の要素と無関係に決まる場合と、他の要素との関係で決まる場合があります。前者の場合は、その要素を単独採点（独立採点）すると言いその旨必ず明記されています。後者の場合は、他の要素との関係について以下の採点基準で具体的に指示されています。

d 解答通りという条件がある場合はいかなる部分点も認めません。

B

a 答案中に大きな誤読と判定される内容（語句）などがある場合は、その内容（語句）を減点要素として示されている場合もあります。

b 加点要素でも減点要素でもない部分もあります。その部分は加点も減点もしません。

C

次に該当するものは、答案の形式上の不備として、一箇所につき1点の減点要素とします。

a 誤字。漢字などの文字の明らかな誤りは誤字とします。

b 脱字。

c 文末の句点の脱落。

* 字数指定のない場合、句点の脱落は誤字とし1点の減点とします。

d その他不適切と判断せざるをえない箇所。

e 不適切な文末処理。設問の問い方に対応していない形で答案の文末を結んでいない場合は、適切な文末処理が行われていないと見て形式上の不備による減点要素とします。

たとえば「…とはどういうことか？」という問いに体言で結んでいないものなどは適切な文末処理が行われていないと見て形式上の不備とします。

また、理由が問われているのに、「から」「ので」などで結んでいないものなども適切な文末処理が行われていないと見て形式上の不備と見ます。

* ただし、「ことである」などの表現も「こと」などで結んでいるものと同様適切な文末処理が行われていると見ます。また、「からである。」などの表現も「から」などで結んでいるものと同様適切な文末処理が行われていると見ます。

また文末の表現を問わない場合もありますが、その場合はその都度明記されています。

② 日本語の表現として不適切なものは程度に応じて減点します。

③ 次の各項に該当するものは、部分点の要素があっても、その設問の得点を0点とします。

a 答案が解答欄の欄外にはみ出しているもの。

b 一行の解答欄に二行以上書いた場合もその設問の得点を0点とします。

c 字数指定のある設問で、字数をオーバーしたもの。

d 答案の文章が最後まで完結していないもの。

4 古文あるいは漢文の訳を記述する設問の場合も以上に準じますが、文末の句点や文末の処理あるいは答案の完結にこだわらなくともよい場合はその都度明記されています。

【三】古文 30点

▲内容説明の設問では、末尾の句点がないものは▲1点減点。ただし、現代語訳の設問では、句読点は不問。

問一 10点

【模範解答】

私の家の高く伸びた梅の枝が見えたのだろうか。思いがけなくあなたが来られたことよ。

◆各加点要素の加点の条件【A・Bに関して部分採点】次の□の要素があれば、それぞれについて加点するものとする。

A 1 私の家の高く伸びた梅の枝が 2 見えたのだろうか。(か)。(5点)

1 「私の家の高く伸びた梅の枝が／我が家の高く伸びた梅の枝が」という表現があれば2点。

* 「高く伸びた梅の枝が」の部分は「注」にあるので、同様なことが記述されていればよい。

2 「見えたのだろうか(か)」という表現があれば3点。

* 「つーらむ」が「…だからだう(か)」「…のだう(か)」等、「原因推量」とわかる表現であればよい(完了・確述の「つ」の表現は問わない)。

* 「見ゆ」の主語は「枝」なので、「見たのだう(か)」は不可。

B 3 思いがけなく 4 あなたが来られたことよ。(5点)

3 「思いがけなく／予想外に／思いもかけないことに／思いもよらず」という表現があれば2点。

4 「あなたが(我が家に) 来られた(ことよ)／あなたは(我が家に) いらっしやった(ことよ)／あなたは(我が家を) 訪問された(ことよ)」という表現があれば3点。

* 二人称主語「あなた」等のないものは不可。

* 「来一ませ一る」の尊敬語「ます」のニュアンスがないものは不可。

* 「来一ませ一る」の存続・完了「り」のニュアンスがないものは不可。

* 連体止めの強調表現の訳出は問わない。

【模範解答】

有名な古歌のように、思いがけなくあなたの家の美しい梅の花が目にとまったので、あなたのお宅に参上いたしましたということ。

◆各加点要素の加点の条件【A・Bに関して部分採点】次の□の要素があれば、それぞれについて加点するものとする。

A 1 思いがけなく、あなたのお宅の美しい梅の花が目にとまったので、思いもよらずあなたのお宅の美しい梅の花が見えたので、(5点)

* 「(有名な平兼盛の古歌を彷彿させるような) あなたのお屋敷(経盛邸)の美しい梅花が見えた」あるいは「(有名な平兼盛の古歌を彷彿させるような) あなたのお屋敷(経盛邸)の美しい梅花を私は見た」等の、頼政が経盛邸を急に訪問した直接的な理由が書かれていれば5点。
* 「経盛邸の美しい梅花が頼政の目にとまった/頼政が経盛邸の美しい梅花を私は見た」という事実が表現されていればよい。説明問題なので、敬語の有無は問わない。

B 2 有名な(平兼盛の)古歌のように、3 あなたのお宅に参上いたしましたということ。(5点)

2 「有名な(平兼盛の)古歌のように/有名な(平兼盛の)古歌を思い出して/有名な(平兼盛の)古歌になぞらえて/有名な(平兼盛の)古歌を真似て/有名な(平兼盛の)古歌を気取って/有名な(平兼盛の)古歌にあやかっ」等の、頼政が経盛邸を急に訪問した二次的な理由が書かれていれば3点。

3 「あなたのお宅に」参上いたしましたということ。/「あなたのお宅に」訪問(いた)しましたということ。/「頼政は経盛邸を急に」訪問したということ。「という表現があれば2点。

* 「頼政が経盛邸を訪問した」という事実が表現されていればよい。説明問題なので、敬語の有無は問わない。
* 文末表現が「…(という)こと。/…ことを伝えたかった。」となっていないものは、減点1点。

【模範解答】

頼政の取り継ぎの侍が、「思ひのほかに君が来ませる」といふ古歌を知らず、古歌の一節である「思ひのほかに」を「思はざるほかに」と言い間違えて経盛に伝えたため、頼政の真意が経盛に伝わらなかったから。

◆各加点要素の加点の条件【A・B・Cに関して部分採点】次の□の要素があれば、それぞれについて加点するものとする。

A 1 (頼政の) 言い継ぎの侍(頼政の従者)が、2 「思ひのほかに君が来ませる」といふ(平兼盛の)古歌を知らず、(3点)

1 主体「(頼政の) 言い継ぎの侍／主人の言葉を先方に伝達する役目の従者／(頼政の) 従者」が表現されていれば1点。

2 『思ひのほかに君が来ませる』といふ(有名な)(平兼盛の)古歌を知らなかった」という表現があれば2点。

B 3 (古歌の一節である)「思ひのほかに」を「思はざるほかに」と(言い)間違えて(経盛に)伝えたため、(5点)

3 「古歌の一節である)『思ひのほかに』を『思はざるほかに』と(言い)間違えて(経盛に)伝えた」という表現があれば5点。

C 4 (頼政の)真意が(経盛に)伝わらなかったから。(2点)

4 「(頼政の)真意(伝えたいこと)が(経盛に)伝わらなかった／伝えたいことが伝わらなかった」という表現があれば2点。

* 「理由説明」なので、文末表現が「…から。／…ため。／…ので。」となっていないものは、減点1点。